

令和3年2月13日福島県沖地震 各種支援制度

このたびの災害に遭われたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、みなさまの生活再建にかかる市の支援制度等をまとめたものです。

御利用くださいますようお願いいたします。

受付は、各担当窓口で行います。

※地震に伴う「り災証明書」の申請のうち、調査を伴う申請（自己判定で準半壊以上・再調査）については、令和3年12月28日（火）で受付を終了いたしました。なお、調査を伴わない申請（自己判定で準半壊に至らない（一部損壊））については、引き続き受付いたします。

令和7年4月

◆受付日時：午前8時30分～午後5時15分

※平日のみ開設いたします。

最新の情報は市のウェブサイトでも更新しておりますので、
そちらも併せてご確認ください。

QRコードはこちら→

郡 山 市



「り災証明」の区分による支援制度一覧

◆受付日時：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※一部の支援制度は受付日時が異なります。

○：該当有り △：別途条件有り －：該当無し

各種支援制度	全 壊	半 壊	大 規 模	半 壊	中 規 模	半 壊	準 半 壊	損 一 部	そ 他	担当窓口(お問合せ先)
り災証明書の発行										資産税課 市役所西庁舎 2 階(TEL 924-2111)
被災届出受理証の発行										
災害見舞金	○	○	○	○	—	—	—	保健福祉総務課 市役所本庁舎 1 階(TEL 924-3822)		
災害弔慰金(国)	—	—	—	—	—	—	△			
災害障害見舞金(国)	—	—	—	—	—	—	△			
被災者生活再建支援制度	○	○	○	△	—	—	—			
市税等の減免【終了】 (個人の市県民税、 国民健康保険税)	△	△	△	△	△	△	△	△	・市県民税 市民税課 市役所西庁舎 2 階(TEL 924-2081) ・国民健康保険税 国民健康保険課 市役所西庁舎 1 階(TEL 924-2141)	
市税等の減免【終了】 (固定資産税、 都市計画税)	○	○	○	○	—	—	△	資産税課 市役所西庁舎 2 階(TEL 924-2091)		
市税等の減免【終了】 (事業所税)	—	—	—	—	—	—	△	市民税課 市役所西庁舎 2 階(TEL 924-2081)		
市税等の減免【終了】 (介護保険料)	△	△	△	△	—	—	△	介護保険課 市役所本庁舎 1 階(TEL 924-3021)		
国民年金第 1 号被保険者の国民年金保険料の免除	○	○	○	○	—	—	△	・国民健康保険課国民年金係 市役所西庁舎 1 階(TEL 924-2141) ・郡山年金事務所(TEL 932-3434)		
市営住宅への仮入居	△	△	△	△	△	△	—	市営住宅管理センター 市役所本庁舎 3 階(TEL 924-7100)		
保育料の減免【終了】	○	○	○	○	—	—	△	保育課 市役所西庁舎 3 階(TEL 924-3541)		
認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金【終了】	○	○	○	○	—	—	△			
一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金【終了】	○	○	○	○	○	○	—			
病児・病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金【終了】	○	○	○	○	○	○	—			
水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の減免【終了】	○	○	○	○	○	○	—	上下水道局お客様サービスセンター (TEL 932-7641)		
水道加入金及び手数料(設計審査・工事検査)の免除について【終了】	○	○	○	○	○	○	—	上下水道局お客様サービス課 (TEL 932-7666)		

各種支援制度	全 壊	半 壊 大 規 模	半 壊 中 規 模	半 壊	準 半 壊	損 一 壊 部	そ の 他	担当窓口(お問合せ先)
下水道受益者負担金・分 担金の徴収猶予	○	○	○	○	—	—	—	上下水道局お客様サービス課 (TEL 932-7666)
住宅の応急修理【終了】	△	△	△	△	△	—	—	住宅政策課 市役所本庁舎 3 階(TEL 924-2631)
一部損壊住宅修理支援 事業【終了】	—	—	—	—	—	△	—	
仮換地に係る証明手 料等の免除	○	○	○	○	○	○	—	区画整理課 市役所本庁舎 3 階(TEL 924-2341)
住家解体証明手数料の 免除	○	○	○	○	—	—	—	開発建築指導課 市役所本庁舎 3 階(TEL 924-2371)
障害福祉サービス利用 料の減免	○	○	○	○	—	—	△	障がい福祉課障がい福祉係 市役所本庁舎 1 階(TEL 924-2381)
生活保護	り災証明不要							生活支援課 市役所本庁舎 1 階(TEL 924-2611)
保健衛生に関する各種 証明書等の手数料免除 【終了】	り災証明不要							保健所生活衛生課(TEL 924-2157)
保健師や栄養士による 健康相談	り災証明不要							・こころの健康相談 保健所保健・感染症課(TEL 924-2163) ・健康に関する相談 保健所健康づくり課(TEL 924-2900) 各保健センター ・栄養に関する相談 保健所健康づくり課(TEL 924-2900)
消費生活相談	り災証明不要							郡山市消費生活センター 市役所西庁舎 3 階(TEL 921-0333) ※受付日時：午前 8 時 30 分～午後 5 時 (平日のみ)
福島県行政書士会無料 相談窓口	り災証明不要							福島県行政書士会(TEL 024-973-7163) ※予約受付日時：午前 9 時～午後 5 時 (平日のみ) 相談日時：毎週水曜日 (祝祭日を除く) 午後 1 時 30 分～午後 4 時
在住外国人向け相談窓 口案内	り災証明不要							・国際政策課 市役所本庁舎 5 階(TEL 924-3711) ・国際交流サロン 市役所本庁舎 2 階(TEL 924-2970)
多言語相談	り災証明不要							(公財)福島県国際交流協会 (TEL 024-524-1316)

※表中の「△」については、各種支援制度の種類により別途条件が異なりますので、詳細は
担当窓口(お問合せ先)にご確認ください。

目 次

【 支 援 制 度 】			
分 野	No.	支 援 制 度 名	頁
	1	<u>り災証明書の発行</u>	1
	2	<u>被災届出受理証の発行</u>	2
見舞金	3	<u>災害見舞金</u>	3
	4	<u>災害弔慰金（国）</u>	4
	5	<u>災害障害見舞金（国）</u>	4
被災者生活 再建	6	被災者生活再建支援制度	5
税・国保等	7	【終了】 市税等の減免	8
	8	<u>国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除</u>	13
住まい	9	<u>市営住宅への仮入居</u>	14
子育て	10	【終了】 保育料の減免	15
	11	【終了】 認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金	17
	12	【終了】 一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金	19
	13	【終了】 病児・病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金	19
上下水道	14	【終了】 水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の減免	20
	15	【終了】 濁り水による水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の減免	21
	16	【終了】 水道加入金及び手数料（設計審査・工事検査）の免除について	21
	17	【終了】 下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予について	22
住宅	18	【終了】 住宅の応急修理	23
	19	【終了】 一部損壊住宅修理支援事業	24
	20	<u>仮換地に係る証明手数料等の免除</u>	25
	21	<u>住家解体証明手数料の免除</u>	25
福祉	22	<u>障害福祉サービス利用料の減免</u>	26
	23	<u>生活保護</u>	26
その他の お知らせ	24	【終了】 <u>保健衛生に関する各種証明書等の手数料免除</u>	28
	25	保健師や栄養士による健康相談	28
	26	消費生活相談	29
	27	<u>福島県行政書士会無料相談窓口</u>	29
	28	多言語相談 ・在住外国人向け相談窓口案内 ・外国人住民のための生活相談窓口 ・Support Desk for Foreign Residents ・面向外国人的相談窓口 ・QUẦY TƯ VẤN CHO NGƯỜI NƯỚC NGOÀI ・Suporta para sa mga naninirahang dayuhan ・외국출신자를 위한 상담창구 ・CONSULTA SOBRE A VIDA COTIDIANA AOS ESTRANGEIROS	30

…内容が更新された支援制度

No. 1 り災証明書の発行

1 支援の種類	り災証明書の発行
2 対 象	建物
3 支援の内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる、り災証明を発行します。(無料)
4 必要書類等	・り災証明申請書 ・被害がわかる写真 (2～3枚程度：全景と被害箇所がわかるもの) ・本人確認書類(運転免許証・健康保険証等の写し) ※住民票で同一世帯の親族以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です。 ※「居住者用」の「り災証明書」を申請する場合で、住民票の住所がり災場所と異なるときは、上記のほか、居住が確認できる書類(賃貸借契約書、公共料金の支払証書や検針票などの写し)が必要となります。 なお、生活再建支援金等、各種支援制度を申請する際には別途書類の提出を求めていることがありますのでご了承ください。 ※り災証明申請書に、裏面に被害があった場所がわかる地図の記入又は、地図を貼ってくださるようにご協力をお願いします。
5 手続き	上記4の書類を同封の上、資産税課へ郵送してください。 〒963-8601 郡山市朝日1丁目23番7号 資産税課宛て <u>※なお、電子申請については、令和3年12月28日(火)に終了いたしました。</u>
6 受付	り災証明申請窓口 (TEL 924-2111) 市役所西庁舎2階 資産税課 ※土曜日、日曜日、祝日を除く
7 申請期限	【調査を伴う申請(自己判定で準半壊以上・再調査)】 令和3年12月28日(火) 【調査を伴わない申請(自己判定で準半壊に至らない(一部損壊))】 当面の間
8 お問合せ	資産税課(市役所西庁舎2階 TEL 924-2091)
9 その他	申請のあった物件については、順次現地調査を行います。 ただし、被害建物が軽微な被害であり、申請者からのお申し出も被害程度が「一部損壊」である場合においては、現地調査を行わず被害程度を「一部損壊」としてり災証明書を交付します。 この場合、現地調査を行わないため、り災証明書を早く受け取ることが可能です。

No. 2 被災届出受理証の発行

1 支援の種類	被災届出受理証の発行
2 対 象	車や設備などの動産
3 支援の内容	損害保険等の申請をするために必要となる、被災届出受理証を発行します。(無料)
4 必要書類等	・被災届出書 ・本人確認書類(運転免許証・健康保険証等の写し) ※住民票で同一世帯の親族以外の方が代理で申請する場合は委任状が必要です。
5 手続き	上記4の書類を同封の上、資産税課へ郵送してください。 〒963-8601 郡山市朝日1丁目23番7号 資産税課宛て ※なお、電子申請については、令和3年12月28日(火)に終了いたしました。
6 受付	り災証明申請窓口(TEL 924-2111) 市役所西庁舎2階 資産税課 ※土曜日、日曜日、祝日を除く
7 お問い合わせ	資産税課(市役所西庁舎2階 TEL 924-2091)
8 その他	被災届出受理証はり災証明書とは異なり、被害にあったことを証明するものではなく、被害にあったことの申し出があったことの証明となります。

No. 3 災害見舞金

1	支援の種類	給付									
2	支援の内容	災害により住居に被害のあった世帯に対して、災害見舞金を支給します。 <table><tr><td>り災証明書区分</td><td>1 世帯につき</td><td>被災者 1 人につき</td></tr><tr><td>全壊</td><td>100,000 円</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>大規模半壊 中規模半壊 半壊</td><td>50,000 円</td><td>10,000 円</td></tr></table>	り災証明書区分	1 世帯につき	被災者 1 人につき	全壊	100,000 円	20,000 円	大規模半壊 中規模半壊 半壊	50,000 円	10,000 円
り災証明書区分	1 世帯につき	被災者 1 人につき									
全壊	100,000 円	20,000 円									
大規模半壊 中規模半壊 半壊	50,000 円	10,000 円									
3	活用できる方	被災当時において居住していた住家が、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の「り災証明書（居住者用）」を受けた世帯 ※ 住家の所有者であっても、居住されていなかった場合については、対象となりません。 ※ 倉庫、店舗等については、対象となりません。 ※ 「準半壊」、「一部損壊」については、対象となりません。									
4	必要書類	- 令和 3 年福島県沖を震源とする地震に係る郡山市災害見舞金支給申請書 - 預金通帳（原則として世帯主名義の普通預金）の写し									
5	手続き	り災証明書発行時に、「令和 3 年福島県沖を震源とする地震に係る郡山市災害見舞金支給申請書」を同封しますので、必要書類を取り揃え、返信用封筒にて返送又は保健福祉総務課窓口で申請してください。									
6	提出先	- 保健福祉総務課窓口（市役所本庁舎 1 階 TEL 924-3822） - 郵送による申請 〒963-8601 郡山市朝日 1 丁目 23 番 7 号 保健福祉総務課宛て									
7	お問合せ	保健福祉総務課（市役所本庁舎 1 階 TEL 924-3822）									

No. 4 災害弔慰金（国）

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生活維持者が死亡した場合 500 万円 ・その他の者が死亡した場合 250 万円
3 活用できる方	災害により死亡した方（令和3年2月13日現在、郡山市に居住していた方）のご遺族。 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。
4 必要書類	下記にお問合せください。
5 手続き	下記にお問合せください。
6 お問合せ	保健福祉総務課（市役所本庁舎1階 TEL 924-3822）

No. 5 災害障害見舞金（国）

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円
3 活用できる方	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢を膝関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
4 必要書類	下記にお問合せください。
5 手続き	下記にお問合せください。
6 お問合せ	保健福祉総務課（市役所本庁舎1階 TEL 924-3822）

No. 6 被災者生活再建支援制度

1	支援の種類	給付																																						
2	支援の内容	災害により住宅に「中規模半壊」以上の被害があった世帯に対して、支援金が支給されます。 支給条件と金額は次のとおりです。 (単位：万円) <table><tr><th>区分</th><th>基礎支援金[1] (住宅の被害程度に 応じて支給)</th><th colspan="2">加算支援金[2] (住宅の再建方法に 応じて支給)</th><th>計 [1]+[2]</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊 半壊解体 敷地被害解体</td><td rowspan="3">100</td><td>ア 建設・購入</td><td>200</td><td>300</td></tr><tr><td>イ 補 修</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>ウ 賃 借</td><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊</td><td rowspan="3">50</td><td>ア 建設・購入</td><td>200</td><td>250</td></tr><tr><td>イ 補 修</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>ウ 賃 借</td><td>50</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊</td><td rowspan="3">—</td><td>ア 建設・購入</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>イ 補 修</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>ウ 賃 借</td><td>25</td><td>25</td></tr></table> ※単身世帯の支給額は、各々の支援金の 3/4 になります。 ※加算支援金のア～ウに 2 つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。 ※「ウ 賃借」について ・被災した物件に引き続き住み続ける場合も対象となります。 ・公営住宅や借上住宅は対象となりません。 ※次の①、②の両方を満たした場合は「全壊」とみなされます。 ①住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のり災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じた。 ②そのままにしておくと危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した。(借家に居住されていた方もその借家が解体された場合は対象となります。)	区分	基礎支援金[1] (住宅の被害程度に 応じて支給)	加算支援金[2] (住宅の再建方法に 応じて支給)		計 [1]+[2]	全壊 半壊解体 敷地被害解体	100	ア 建設・購入	200	300	イ 補 修	100	200	ウ 賃 借	50	150	大規模半壊	50	ア 建設・購入	200	250	イ 補 修	100	150	ウ 賃 借	50	100	中規模半壊	—	ア 建設・購入	100	100	イ 補 修	50	50	ウ 賃 借	25	25
区分	基礎支援金[1] (住宅の被害程度に 応じて支給)	加算支援金[2] (住宅の再建方法に 応じて支給)		計 [1]+[2]																																				
全壊 半壊解体 敷地被害解体	100	ア 建設・購入	200	300																																				
		イ 補 修	100	200																																				
		ウ 賃 借	50	150																																				
大規模半壊	50	ア 建設・購入	200	250																																				
		イ 補 修	100	150																																				
		ウ 賃 借	50	100																																				
中規模半壊	—	ア 建設・購入	100	100																																				
		イ 補 修	50	50																																				
		ウ 賃 借	25	25																																				

3 活用できる方	現住する住居に「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の「り災証明書（居住者用）」を受けた世帯及び前述の「全壊とみなされる場合」に該当する世帯 ※借家に居住されていた方も対象となります。 ※建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。 ※倉庫、店舗等については対象となりません。 ※令和3年2月13日現在で居住していた住所と住民登録地が異なっていた場合、公共料金の領収書の写しなど居住の実態が確認できる資料（世帯員全員分）の提出が必要となります。																																																							
4 必要書類等	・被災者生活再建支援金支給申請書 ・添付書類 <table><tr><th></th><th></th><th>全壊</th><th>大規模半壊</th><th>中規模半壊</th><th>半壊解体</th><th>敷地被害解体</th></tr><tr><td>1</td><td>り災証明書(居住者用) 原本 ※同意書提出で省略可</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2</td><td>被災状況、世帯情報の調査に関する同意書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3</td><td>申請者の預金通帳の写し</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4</td><td>【り災場所に住民票が無かった方のみ】 住民票（続柄、本籍等全部記載のもの）及び居住を証明する書類（公共料金の領収書の写し等）</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td>解体証明書又は滅失登記簿謄本</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>敷地被害証明書類</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>6</td><td>【加算支援金を申請する方のみ】 契約書等の写し</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊解体	敷地被害解体	1	り災証明書(居住者用) 原本 ※同意書提出で省略可	○	○	○	○	○	2	被災状況、世帯情報の調査に関する同意書	○	○	○	○	○	3	申請者の預金通帳の写し	○	○	○	○	○	4	【り災場所に住民票が無かった方のみ】 住民票（続柄、本籍等全部記載のもの）及び居住を証明する書類（公共料金の領収書の写し等）	△	△	△	△	△	5	解体証明書又は滅失登記簿謄本	—	—	—	○	○	敷地被害証明書類	—	—	—	—	○	6	【加算支援金を申請する方のみ】 契約書等の写し	○	○	○	○	○
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊解体	敷地被害解体																																																		
1	り災証明書(居住者用) 原本 ※同意書提出で省略可	○	○	○	○	○																																																		
2	被災状況、世帯情報の調査に関する同意書	○	○	○	○	○																																																		
3	申請者の預金通帳の写し	○	○	○	○	○																																																		
4	【り災場所に住民票が無かった方のみ】 住民票（続柄、本籍等全部記載のもの）及び居住を証明する書類（公共料金の領収書の写し等）	△	△	△	△	△																																																		
5	解体証明書又は滅失登記簿謄本	—	—	—	○	○																																																		
	敷地被害証明書類	—	—	—	—	○																																																		
6	【加算支援金を申請する方のみ】 契約書等の写し	○	○	○	○	○																																																		

	※3「預金通帳の写し」については、2回目以降申請する際も添付してください。 ※4「住民票」については、申請書にマイナンバーを記入した場合、省略することができますが、申請時にマイナンバーカードを必ずお持ちください。郵送での申請の際は、カード両面のコピーを添付してください。（紙製の通知カードの提示では住民票を省略することはできません。また、世帯の状況により、別途住民票が必要になる場合もあります。） ※4「居住を証明する書類」については、次のとおりです。 ①世帯主の場合 被災した住所において、世帯主名義で契約している電気・ガス・水道の領収書又は利用明細書。（令和3年2月13日を含む使用が確認できるもの。） 紛失してしまった場合は、明細等に代わるものを契約事業者に発行してもらってください。 参考：郡山市上下水道局 水道料金の「徴収簿」 東北電力「電気ご使用量および料金のお知らせ」等 ②世帯員の場合 市町村からの通知、携帯電話の請求書、保険等の通知、郵便物、インターネット通販等の明細などで、氏名、被災住所、送付の日付が確認できるもの。（令和3年2月13日前と後のものを複数ご提出ください。） ※申請書受理後、審査機関から資料の追加提出を求められる場合があります。また、審査の結果、支給にならない場合もあります。
5 手続き	り災証明書発行時に、「被災者生活再建支援金支給申請書」及び「同意書」を同封しますので、必要書類を取り揃え、返信用封筒にて返送又は保健福祉総務課窓口で申請してください。 申請期限 基礎支援金…令和6年3月12日まで 加算支援金…令和6年3月12日まで
6 提出先	・保健福祉総務課窓口（市役所本庁舎1階 TEL 924-3822） ・郵送による申請 〒963-8601 郡山市朝日1丁目23番7号 保健福祉総務課宛て
7 お問合せ	保健福祉総務課（市役所本庁舎1階 TEL 924-3822）

No. 7 市税等の減免【終了】

○個人市県民税・国民健康保険税・固定資産税・都市計画税・事業所税【終了】

1	支援の種類	減免																				
2	支援の内容	個人の市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税のうち、災害発生後に納期限の末日が到来する税額等について、被害の状況により、次のとおり市税等の減免を実施いたします。 <table><tr><th colspan="2">税目等</th><th>減免の対象となる期間</th></tr><tr><td rowspan="4">個人市県民税</td><td>(普通徴収)</td><td>令和3年度全期分</td></tr><tr><td rowspan="2">(給与特別徴収)</td><td>令和2年度のうち 令和3年2月徴収分から 5月徴収分まで</td></tr><tr><td>令和3年度全期分</td></tr><tr><td>(年金特別徴収)</td><td>令和2年度2月徴収分 令和3年度分全期分</td></tr><tr><td colspan="2">国民健康保険税</td><td>令和3年2月分から令和4年1月分の月割に相当する額</td></tr><tr><td colspan="2">固定資産税・都市計画税</td><td>令和3年度全期分</td></tr><tr><td colspan="2">事業所税</td><td>令和3年3月1日から令和5年2月28日までに終了する事業年度分のうち、事業を休止した期間分</td></tr></table> ※災害前の納期分は該当しません。 ◆減免を受けることができる要件及び減免の割合◆ (1) 個人市県民税・国民健康保険税の減免割合等 (ア) 納税義務者等（控除対象配偶者、扶養親族等を含む。）の所有に係る住宅又は家財が損害を受けた場合 損害の程度及び令和2年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。ただし、令和2年分の合計所得金額が1,000万円以下の方に限ります。	税目等		減免の対象となる期間	個人市県民税	(普通徴収)	令和3年度全期分	(給与特別徴収)	令和2年度のうち 令和3年2月徴収分から 5月徴収分まで	令和3年度全期分	(年金特別徴収)	令和2年度2月徴収分 令和3年度分全期分	国民健康保険税		令和3年2月分から令和4年1月分の月割に相当する額	固定資産税・都市計画税		令和3年度全期分	事業所税		令和3年3月1日から令和5年2月28日までに終了する事業年度分のうち、事業を休止した期間分
税目等		減免の対象となる期間																				
個人市県民税	(普通徴収)	令和3年度全期分																				
	(給与特別徴収)	令和2年度のうち 令和3年2月徴収分から 5月徴収分まで																				
		令和3年度全期分																				
	(年金特別徴収)	令和2年度2月徴収分 令和3年度分全期分																				
国民健康保険税		令和3年2月分から令和4年1月分の月割に相当する額																				
固定資産税・都市計画税		令和3年度全期分																				
事業所税		令和3年3月1日から令和5年2月28日までに終了する事業年度分のうち、事業を休止した期間分																				

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上
500 万円以下	1/2	全部
750 万円以下	1/4	1/2
750 万円を超えるとき	1/8	1/4

※減免の対象は、半壊以上又は家財の損害が 3 割以上で、損害の程度により適用します。

※保険金の受け取りがある場合、損害の割合が変更になる場合がありますので、必ず申請書の該当欄にご記入ください。

(イ) 納税義務者が死亡した場合等

事 由	減免の割合
死亡したとき、生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき	全部
障害者となったとき	9/10

(ウ) 農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（農業共済金等により補てんされる金額を除く。）が、平年における農作物の合計収入金額の 3/10 以上となる方に対し、農業所得にかかる市県民税の所得割の額について、令和 2 年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。ただし、令和 2 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円以下の方に限ります。

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全部
400 万円以下	8/10
550 万円以下	6/10
750 万円以下	4/10
750 万円を超えるとき	2/10

(2) 固定資産税・都市計画税の減免割合等

(ア) 納税義務者の所有する土地が損害を受けた場合
損害の程度に応じた割合により減免します。

損害の程度	減免割合
被害面積が 8/10 以上	全部
被害面積が 6/10 以上	8/10
被害面積が 4/10 以上	6/10
被害面積が 2/10 以上	4/10

※土地の被害：岩石等の流入、地盤の崩落、流出した土地

(イ) 納税義務者の所有する家屋が損害を受けた場合
損害の程度に応じた割合により減免します。

損害の程度	減免割合
全壊	全部
大規模半壊	6/10
半壊、中規模半壊	4/10

※半壊以上の被害の場合に適用

(ウ) 納税義務者の所有する償却資産が損害を受けた場合
損害の程度に応じた割合により減免します。

損害の程度	減免割合
全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は修理不能のとき (区分 A)	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、償却資産の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき (区分 B)	8/10
使用目的を著しく損じた場合で、償却資産の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき (区分 C)	6/10
使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、償却資産の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき (区分 D)	4/10

3 活用できる方	主に次に該当する方（「2 支援の内容」も併せてご覧ください。） ◆個人の市県民税、国民健康保険税◆ ・現に居住していた住宅が半壊以上の被害を受けた方 （倉庫、店舗等の非住宅や他人に貸しているアパートなど、実際に納税義務者等本人が居住していない住宅は対象外） ・住宅内の家財が3割以上の損害を受けた方 ◆固定資産税・都市計画税◆ 土地、家屋、償却資産に被害を受けた方 ◆事業所税◆ 災害により、事業を休止した場合に減免が適用される場合がありますので、お問い合わせください。
4 必要書類	減免申請書 ① 減免申請書 郡山市のウェブサイトよりダウンロードできます。 【申請書ダウンロードサイト】 https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/30/5214.html  ※個人市県民税の申請書は納税義務者1人につき1枚必要です。 ②家財被害調書 個人市県民税及び国民健康保険税の減免を申請される方で、半壊未満の方は必ず提出が必要です。半壊以上の方は家財の保険金の受け取りがあった場合のみ提出が必要です。 ※被害家財にかかる写真・領収書（購入・修繕・処分等にかかるもの）等資料の提出を求める場合があります。
5 手続き	◆申請の方法◆ 4月23日（金）までに下記①～②のいずれかの方法により申請してください。 ① 郵送申請の場合 申請書をウェブサイトから印刷して、「6 提出先」のいずれかの課あてに郵送してください。 申請書の印刷が難しい場合は郵送しますので、「6 お問い合わせ先」まで、ご連絡ください。 ② 窓口申請の場合 「6 提出先」のいずれかの課の窓口へお越しください。

	※電子申請は、固定資産税の減免申請が終了する令和3年12月28日（火）に終了いたしました。今後については申請書を記載の上、郵送もしくは窓口にて申請してください。 ※新型コロナウイルス感染症防止の観点から、申請は可能な限り郵送申請でのご協力をお願いします。 ※り災証明書が届いていない等、4月23日（金）までに申請ができない事情がある場合は、期限後の申請を受付します。 ※固定資産税・都市計画税については、令和3年12月28日（火）で申請受付を終了いたしました。 ◆減免の決定◆ 減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれを納付願います。口座振替の方は、引き落としがされます。 後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整します。
6 提出先 お問合せ先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 ・個人市県民税 事業所税 市民税課（TEL 924-2081） ・固定資産税・都市計画税 資産税課（TEL 924-2091） ・国民健康保険税 国民健康保険課（TEL 924-2141） ※複数の税目に係る申請書を提出するときは、3課のうち、いずれかの課を選んで提出してください。

○介護保険料【終了】

1 支援の種類	減免				
2 支援の内容	次の介護保険料の減免を実施します。 <table border="1"> <tr> <th>徴収区分</th><th>減免の対象となる納期等</th></tr> <tr> <td>普通徴収分 及び特別徴収分</td><td>申請日以降1年以内に納期が到来する保険料</td></tr> </table> ※特別徴収 年金からの差し引きによる納税方法	徴収区分	減免の対象となる納期等	普通徴収分 及び特別徴収分	申請日以降1年以内に納期が到来する保険料
徴収区分	減免の対象となる納期等				
普通徴収分 及び特別徴収分	申請日以降1年以内に納期が到来する保険料				
3 必要書類等	減免申請書等				
4 手続き	減免申請書等に必要事項を記載して、納期限の7日前までに提出してください。 （注）減免決定までの間は、通常どおり納付してください。後日、減免決定がなされた場合、納付額との差額を調整します。				
5 受付	介護保険課（市役所本庁舎1階 TEL 924-3021）				
6 お問合せ	介護保険課（市役所本庁舎1階 TEL 924-3021）				

No. 8 国民年金第 1 号被保険者の国民年金保険料の免除

1 支援の種類	免除 (注) 免除が認められた場合は、納付した場合に比べ老齢基礎年金等の受給額が減額されます。ただし、10 年以内に追納した場合は、年金は減額されません。
2 支援の内容	災害により、被害金額が住宅や家財等の評価額のおおむね 1/2 以上の損害を受けた方は、申請により国民年金保険料が免除になる場合があります。 免除が認められる期間は令和 3 年 1 月分から令和 5 年 6 月分です。なお、令和 3 年 7 月分以降については改めて申請が必要となります。
3 必要書類等	○国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ○国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ※申請書及び被災状況届は窓口に備え付けてあります。 ※「り災証明書」または「被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し」により被害の程度が確認できる場合は、被災状況届の代わりにり災証明書等のコピーを添付できることがあります。
4 手続き	国民年金保険料の免除の決定は、日本年金機構が行います。 受付した申請については、電話等による内容確認又は現地調査等を実施する場合があります。 結果は 2 ～ 3 か月後にハガキで通知書が送付されます。
5 受付	国民健康保険課国民年金係（市役所西庁舎 1 階 TEL 924-2141） 各行政センター・連絡所 郡山年金事務所（TEL 932-3434）
6 お問合せ	国民健康保険課国民年金係（市役所西庁舎 1 階 TEL 924-2141） 郡山年金事務所（TEL 932-3434）

No. 9 市営住宅への仮入居

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	生活再建の拠点として市営住宅を使用（仮入居）できます。仮入居期間は3か月間で、敷金及び使用料は無料です。事情によってさらに9か月間の延長が可能です（開始日から最長1年間使用可能です）。
3 必要書類等	り災証明書(発行待ちの方は、申請の際に携帯電話の写真等で被害の状況をお知らせいただき、証明書は後日提出してください。)、車検証（駐車場が備わっている市営住宅の場合のみ）
4 手続き	申請書類を市営住宅管理センターに提出してください。
5 受付	市営住宅管理センター（市役所本庁舎3階 TEL 924-7100）
6 お問い合わせ	市営住宅管理センター（市役所本庁舎3階 TEL 924-7100）
7 その他	光熱水費や共益費はご自身の負担です。照明や給湯器等もご自身で購入する必要があります。入浴手段に関しても、ご自身で確保する等の対応が必要となります。

No.10 保育料の減免【令和4年3月31日終了】

1	支援の種類	減免等																				
2	支援の内容	郡山市認可保育所の利用者負担額（保育料）の減免 被災した認可保育所入所児童の保護者に対して、被害の程度に応じて令和3年2月分及び3月分の保育料を減免します。 ○減免の割合 （ア）入所児童の利用者負担額の納入義務者（教育・保育給付認定子どもの父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。））に係る自己所有住宅又は家財が、災害により受けた損害の程度及び令和2年中の合計所得金額に応じた割合により、保育料を減免します。（ただし、教育・保育給付認定子どもの父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。）の合計所得金額は、合算して判定します。） <table><tr><th rowspan="2">父母及び扶養義務者の合計所得金額 （合算）</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満</th><th>損害の程度が 5/10 以上</th></tr><tr><td>500 万円以下</td><td>1/2</td><td>全部</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>1/4</td><td>1/2</td></tr><tr><td>750 万円を超えるとき</td><td>1/8</td><td>1/4</td></tr></table> ※減免の対象は、半壊以上又は家財の損害が3割以上で、損害の程度により適用します。 （イ）納税義務者が死亡した場合等 <table><tr><th>事 由</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>死亡したとき</td><td>全部</td></tr><tr><td>障害者となったとき</td><td>9/10</td></tr></table>	父母及び扶養義務者の合計所得金額 （合算）	減免の割合		損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上	500 万円以下	1/2	全部	750 万円以下	1/4	1/2	750 万円を超えるとき	1/8	1/4	事 由	減免の割合	死亡したとき	全部	障害者となったとき	9/10
父母及び扶養義務者の合計所得金額 （合算）	減免の割合																					
	損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上																				
500 万円以下	1/2	全部																				
750 万円以下	1/4	1/2																				
750 万円を超えるとき	1/8	1/4																				
事 由	減免の割合																					
死亡したとき	全部																					
障害者となったとき	9/10																					

	(ウ) 農作物に被害を受けた場合 農作物の減収による損失額（農業共済金等により補てんされる金額を除く。）が、平年における農作物の合計収入金額の 3/10 以上となる方に対し、保育料を減免します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)</th><th>減免の割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以下</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>400 万円以下</td><td>8/10</td></tr> <tr> <td>550 万円以下</td><td>6/10</td></tr> <tr> <td>750 万円以下</td><td>4/10</td></tr> <tr> <td>750 万円を超えるとき</td><td>2/10</td></tr> </tbody> </table> ※（ア）～（ウ）の複数に該当する場合は、最も災害給付金の額が高いものを適用します。 ※減免の決定に当たっては、申請に基づき、被害状況（市税等の減免の状況）を調査させていただきます。	父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)	減免の割合	300 万円以下	全部	400 万円以下	8/10	550 万円以下	6/10	750 万円以下	4/10	750 万円を超えるとき	2/10
父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)	減免の割合												
300 万円以下	全部												
400 万円以下	8/10												
550 万円以下	6/10												
750 万円以下	4/10												
750 万円を超えるとき	2/10												
3 必要書類等	減免申請書、振込先口座通帳の写し等												
4 手続き	上記 3 の書類を令和 4 年 3 月 31 日までに保育課窓口へ提出してください。												
5 受付	保育課（市役所西庁舎 3 階 TEL 924-3541）												
6 お問い合わせ	保育課（市役所西庁舎 3 階 TEL 924-3541）												

No.11 認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金

【令和4年3月31日終了】

1 支援の種類	給付																				
2 支援の内容	認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金 被災した認可外保育施設入所児童の保護者に対して、被害の程度に応じて令和3年2月分及び3月分の保育料負担に対して、災害給付金を給付します。 ○災害給付金の額等 (ア) 入所児童の保護者（入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。））に係る自己所有住宅又は家財が、災害により受けた損害の程度及び令和2年中の合計所得金額に応じた割合により、災害給付金を給付します。（ただし、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。）の合計所得金額は、合算して判定します。） <table><tr><th rowspan="2">父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)</th><th colspan="2">給付額</th></tr><tr><th>損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満</th><th>損害の程度が 5/10 以上</th></tr><tr><td>500 万円以下</td><td>基準保育料の 1/2</td><td>基準保育料の全部</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>基準保育料の 1/4</td><td>基準保育料の 1/2</td></tr><tr><td>750 万円を超えるとき</td><td>基準保育料の 1/8</td><td>基準保育料の 1/4</td></tr></table> ※減免の対象は、半壊以上又は家財の損害が3割以上で、損害の程度により適用します。 ※基準保育料とは、0～2歳児：月額 42,000 円、3～5歳児：月額 37,000 円（年齢は本年4月1日現在）を上限とした、保護者が支払った令和3年2月及び3月分の保育料 (イ) 納税義務者が死亡した場合等 <table><tr><th>事 由</th><th>給付額</th></tr><tr><td>死亡したとき</td><td>基準保育料の全部</td></tr><tr><td>障害者となったとき</td><td>基準保育料の 9/10</td></tr></table>	父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)	給付額		損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上	500 万円以下	基準保育料の 1/2	基準保育料の全部	750 万円以下	基準保育料の 1/4	基準保育料の 1/2	750 万円を超えるとき	基準保育料の 1/8	基準保育料の 1/4	事 由	給付額	死亡したとき	基準保育料の全部	障害者となったとき	基準保育料の 9/10
父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)	給付額																				
	損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上																			
500 万円以下	基準保育料の 1/2	基準保育料の全部																			
750 万円以下	基準保育料の 1/4	基準保育料の 1/2																			
750 万円を超えるとき	基準保育料の 1/8	基準保育料の 1/4																			
事 由	給付額																				
死亡したとき	基準保育料の全部																				
障害者となったとき	基準保育料の 9/10																				

	(ウ) 農作物に被害を受けた場合 農作物の減収による損失額（農業共済金等により補てんされる金額を除く。）が、平年における農作物の合計収入金額の 3/10 以上となる方に対し、災害給付金を給付します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)</th><th>給付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以下</td><td>基準保育料の全部</td></tr> <tr> <td>400 万円以下</td><td>基準保育料の 8/10</td></tr> <tr> <td>550 万円以下</td><td>基準保育料の 6/10</td></tr> <tr> <td>750 万円以下</td><td>基準保育料の 4/10</td></tr> <tr> <td>750 万円を超えるとき</td><td>基準保育料の 2/10</td></tr> </tbody> </table> ※（ア）～（ウ）の複数に該当する場合は、最も災害給付金の額が高いものを適用します。 ※給付の決定に当たっては、申請に基づき、被害状況（市税等の減免の状況）を調査させていただきます。	父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)	給付額	300 万円以下	基準保育料の全部	400 万円以下	基準保育料の 8/10	550 万円以下	基準保育料の 6/10	750 万円以下	基準保育料の 4/10	750 万円を超えるとき	基準保育料の 2/10
父母及び扶養義務者の合計所得金額 (合算)	給付額												
300 万円以下	基準保育料の全部												
400 万円以下	基準保育料の 8/10												
550 万円以下	基準保育料の 6/10												
750 万円以下	基準保育料の 4/10												
750 万円を超えるとき	基準保育料の 2/10												
3 必要書類等	給付申請書、保育料支払済額報告書、振込先口座通帳の写し等												
4 手続き	上記 3 の書類を令和 4 年 3 月 31 日までに保育課窓口に提出してください。												
5 受付	保育課（市役所西庁舎 3 階 TEL 924-3541）												
6 お問合せ	保育課（市役所西庁舎 3 階 TEL 924-3541）												

No.12 一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金

【令和4年3月31日終了】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金 被災した方が2月14日から3月13日までの間に利用した、一時預かり事業の利用料相当額を給付します。
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書、利用した日の領収書、振込口座の通帳の写し
4 手続き	上記3の書類を令和4年3月31日までに保育課窓口提出してください。
5 受付	保育課（市役所西庁舎3階 TEL 924-3541）
6 お問い合わせ	保育課（市役所西庁舎3階 TEL 924-3541）

No.13 病児・病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金

【令和4年3月31日終了】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	病児・病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金 被災した方が2月14日から3月13日までの間に利用した、病児・病後児保育事業の利用料相当額を給付します。
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書、利用した日の領収書、振込口座の通帳の写し
4 手続き	上記3の書類を令和4年3月31日までに保育課窓口提出してください。
5 受付	保育課（市役所西庁舎3階 TEL 924-3541）
6 お問い合わせ	保育課（市役所西庁舎3階 TEL 924-3541）

No.14 水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の減免

1 支援の種類	減免
2 支援の内容	1 家屋が準半壊・一部損壊した使用者 水道・簡易水道料金……………水量料金の減免 下水道・農業集落排水施設使用料……………超過使用料の減免 今回水量と以下の基準を比較し、増加分を減免する。(使用者に一番有利なものを採用する) ① 前年同期水量 ② 前3回分平均水量 ③ ①、②で比較できない場合、直近2週間程度の使用実績を基に算定した水量 ④ 4 m³ 2 家屋が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊した使用者 水道・簡易水道料金……………準備料金、水量料金の減免 下水道・農業集落排水施設使用料…基本使用料、超過使用料の減免 1か月分(被災した月分)減免
3 必要書類等 手続き	「り災証明書」の写しに「水道等減免」と表示し、以下の事項を記載の上、郵送または下記窓口へ提出してください。 ・申請者の氏名、電話番号 ・お客様番号(分かる場合) ※検針票や納付書をお持ちの方はご持参ください。
4 提出先・ お問合せ	上下水道局お客様サービスセンター (TEL 932-7641) 〒963-8016 郡山市豊田町1番4号

No.15 濁り水による水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の減免

【令和 7 年 3 月 31 日終了】

1 支援の種類	減免
2 支援の内容	地震により水道水の濁りが発生したため、濁りを解消するため水を流した分の減免 放水した時間を聞き取りし、その分の水量を次回の請求から差し引きます。
3 手続き	上下水道局お客様サービスセンターへご連絡ください。
4 受付 お問合せ	上下水道局お客様サービスセンター（TEL 932-7641）

No.16 水道加入金及び手数料（設計審査・工事検査）の免除について

【令和 7 年 3 月 31 日終了】

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	1 水道加入金 仮設住宅、住宅が震災により全壊、半壊、一部損壊し、新たに一戸建て等を新築する場合、加入金を免除 2 手数料（設計審査・工事検査） 仮設住宅、住宅が震災により全壊、半壊、一部損壊し、新たに一戸建て等を新築・改造等する場合、手数料を免除
3 活用できる方	り災証明書が発行された水道使用者
4 必要書類等 手続き	給水装置工事申し込み時に「り災証明書」の写しを添付のうえ、窓口 に提出してください。
5 提出先	上下水道局お客様サービス課（TEL 932-7666）
6 お問合せ	上下水道局お客様サービス課（TEL 932-7666）

No.17 下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予について

【令和 7 年 3 月 31 日終了】

1 支援の種類	徴収猶予
2 支援の内容	地震により所有する建物が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊したため、下水道受益者負担金・分担金を納付することが困難な方(法人を含む)を対象に、負担金・分担金の徴収を2年間猶予します。 ＜対象となる負担金・分担金＞ 申請日において納期限未到来のもの
3 活用できる方	り災証明書で所有する建物の被害程度が半壊以上の方
4 手続き	上下水道局お客様サービス課までお問合わせください。
5 お問合せ	上下水道局お客様サービス課（TEL 932-7666）

No.18 住宅の応急修理【令和4年1月31日申込受付終了】

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	災害により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯等に対して、災害救助法に基づく応急修理を実施します。 ※応急修理の範囲は、①屋根等の基本部分②ドア、窓等の外部に面した開口部③上下水道等の配管・配線④トイレ等の衛生設備等のうち日常生活に必要欠くことのできない部分でより緊急を要する箇所。 ※応急修理は市が業者へ依頼して実施します。 ※原則、修理の着手前に申込みが必要になります。既に修理が終了している場合は対象となりません。 ※修理限度額は、半壊以上は59万5千円、準半壊は30万円です。なお、同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 ※詳細は、お問合せください。
3 活用できる方	以下の全ての要件を満たす世帯 (1)当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の住家被害を受けたこと。全壊は応急修理によって居住が可能となる場合は対象。 (2)応急修理によって避難所等への避難を要しなくなり、引き続き居住すること。 (3)中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた世帯は、自らの資力では応急修理できない旨の申出書を提出すること。
4 必要書類 手続き等	○住宅の応急修理申込書 ○り災証明書の写し ○施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真 ○住宅応急修理見積書 ○（中規模半壊、半壊、準半壊の場合）資力に関する申出書 ※その他、被災住宅の状況等に応じて、必要な書類がありますので、詳細はお問い合わせください。 ※必要書類の様式は、ウェブサイトに掲載しております。 https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5365.html 
5 提出先	・住宅政策課（TEL 924-2631） ・郵送による申請 〒963-8601 郡山市朝日1丁目23番7号 住宅政策課宛て
6 申込期限等	申込受付期限 令和4年1月31日（月） 修理完了期限 令和4年6月30日（木）
7 お問合せ	住宅政策課（市役所本庁舎3階 TEL 924-2631）

No.19 一部損壊住宅修理支援事業【令和4年3月10日終了】

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害により住宅が準半壊に至らない程度(一部損壊)の被害を受け、十分な資力のない世帯等が、20万円以上の対象となる修理を行った場合、1世帯当たり一律で10万円を補助します。 〈対象となる修理〉 ①屋根等の基本部分 ②ドア、窓等の外部に面した開口部 ③上下水道管の配管・配線 ④トイレ等の衛生設備等 のうち日常生活に必要欠くことのできない箇所。 〈対象とならない修理の例〉 ①内装に関するもの ②家電製品の修理・交換 ③DIY等自ら施工した場合
3 活用できる方	以下の全ての要件を満たす世帯 (1)準半壊に至らない(一部損壊)住家被害を受けた世帯の世帯主 (2)20万円以上の住宅修繕工事を実施した方(対象修理に限る。) ※実際に住んでいない住宅、倉庫、店舗は対象外 ※借家の場合は、要件がありますのでご相談ください。
4 必要書類・手続等	○補助金交付申請書 ○り災証明書の写し ○修理を実施したことが分かる書類 (契約書、見積書、領収書等) ○資力に関する申出書 ○施工前・施工中・施工後の写真 (添付が難しい場合はご相談ください。) ○預金通帳等の写し ※その他、被災住宅の状況等に応じて、必要な書類がありますので、詳細はお問合せください。 ※必要書類の様式は、ウェブサイトに掲載しております。 https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5367.html
5 提出先	・住宅政策課(TEL 924-2631) ・郵送による申請 〒963-8601 郡山市朝日1丁目23番7号 住宅政策課宛
6 申請期限	令和4年3月10日(木)まで
7 お問合せ	住宅政策課(市役所本庁舎3階 TEL 924-2631)

No.20 仮換地に係る証明手数料等の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	市が施行している土地区画整理事業地区内で建築物等の新築・改築・増築等の許可申請をされる方について、証明手数料等および複写実費徴収金の徴収を免除します。 ○仮換地証明書等の手数料 250 円/件の免除 ○仮換地図等の複写実費徴収金 10 円/枚の免除
3 必要書類等	り災証明書
4 手続き	り災証明書を添付して区画整理課に申請してください。
5 受付	区画整理課（市役所本庁舎 3 階 TEL 924-2341）
6 お問い合わせ	区画整理課（市役所本庁舎 3 階 TEL 924-2341）

No.21 住家解体証明手数料の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	住家解体証明の手数料を免除します。 ○手数料 250 円/件の免除
3 必要書類等	住宅に半壊以上の被害を受け、住家解体証明を申請する方
4 手続き	り災証明書を添付して住家解体証明願を提出してください。
5 受付	開発建築指導課（市役所本庁舎 3 階 TEL 924-2371）
6 申請期限	令和 6 年 3 月 12 日（火）まで
7 お問い合わせ	開発建築指導課（市役所本庁舎 3 階 TEL 924-2371）

No.22 障害福祉サービス利用料の減免

1 支援の種類	減免
2 支援の内容	障害福祉サービス利用者に対し、令和3年2月分・3月分の障害福祉サービス等利用者負担額の減免をします。 ※住家がり災証明書において半壊以上の被害を受けた方など ※障がい者支援者支援施設等における食費・居住費等障害福祉サービス等利用者負担額以外の自己負担については該当しません。
3 必要書類等	減免申請書・り災証明書・利用した月の領収書の写し（紛失等で見当たらない場合はご相談ください）・振込口座のご本人名義（児童の場合は保護者）の通帳の写し
4 手続き	上記3の書類を令和4年3月31日までに窓口又は郵送で障がい福祉課に提出してください。減免申請書は郡山市のウェブサイトからダウンロードして印刷をして使用してください。印刷が無理な場合は減免申請書を郵送しますので障がい福祉課にご連絡ください。 ※新型コロナウイルス感染症防止対策の関係上、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いします。
5 提出先・お問合せ	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 障がい福祉課障がい福祉係（市役所本庁舎1階 TEL924-2381）

No.23 生活保護

1 支援の種類	生活保護
2 支援の内容	○失業や傷病、その他様々な理由により生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ○生活保護の受給にあたっては、原則として、各種社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ○生活保護は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ○保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
3 必要書類等	生活支援課へお問合せください。
4 手続き	生活支援課へお問合せください。 ○申請できる方は、保護を必要とする方、その扶養義務者又はその他の同居の親族となります。ただし、保護を必要とする方が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができます。
5 受付	生活支援課（市役所本庁舎1階 TEL 924-2611）
6 お問合せ	生活支援課（市役所本庁舎1階 TEL 924-2611）

No.24 保健衛生に関する各種証明書等の手数料免除【終了】

1 支援の種類	免除									
2 支援の内容	2021 年 2 月 13 日地震により被災された方に対して、各種証明書等の手数料を、当面の間免除いたします。 ○免除対象となる手数料 <table><tr><th>項目</th><th>証明書等</th><th>お問合せ先</th></tr><tr><td rowspan="4">保健衛生</td><td>食品営業許可申請手数料</td><td rowspan="4">保健所 生活衛生課 (TEL 924-2157)</td></tr><tr><td>環境衛生営業許可等申請手数料 (旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法)</td></tr><tr><td>生活衛生関係証明手数料</td></tr><tr><td>動物愛護関係申請手数料 (動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福島県犬による危害の防止に関する条例)</td></tr></table>	項目	証明書等	お問合せ先	保健衛生	食品営業許可申請手数料	保健所 生活衛生課 (TEL 924-2157)	環境衛生営業許可等申請手数料 (旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法)	生活衛生関係証明手数料	動物愛護関係申請手数料 (動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福島県犬による危害の防止に関する条例)
項目	証明書等	お問合せ先								
保健衛生	食品営業許可申請手数料	保健所 生活衛生課 (TEL 924-2157)								
	環境衛生営業許可等申請手数料 (旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法)									
	生活衛生関係証明手数料									
	動物愛護関係申請手数料 (動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福島県犬による危害の防止に関する条例)									
3 必要書類等	・本人確認書類（運転免許証、保険証等） など ・被災したことがわかるもの（写真等）									
4 手続き	窓口において、被災された旨を申し出てください。									
5 受付	保健所生活衛生課 ※証明書等の種類により、発行窓口、発行可能日時等が異なりますのでお問合せください。									
6 お問合せ	保健所生活衛生課 (TEL 924-2157)									

No.25 保健師や栄養士による健康相談

1 支援の種類	相談
2 支援の内容	保健師や栄養士が、被災された皆様の健康に関するご相談にお応えします。 ①こころの健康に関する相談(保健師が相談に応じます) ②健康に関する相談(保健師が相談に応じます) ③栄養に関する相談(栄養士が相談に応じます)
3 お問合せ	①こころの健康相談 保健所保健・感染症課 (TEL 924-2163) ②健康に関する相談 保健所健康づくり課 (TEL 924-2900) 各保健センター ③栄養に関する相談 保健所健康づくり課 (TEL 924-2900)

No.26 消費生活相談

1 支援の種類	相談
2 支援の内容	消費生活相談 災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 消費者ホットライン（局番なし 188）又は下記連絡先にお電話ください。
3 お問合せ	郡山市消費生活センター（市役所西庁舎 3 階 TEL 921-0333） ■受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 （土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
4 その他	「〇〇が壊れているから工事が必要」「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」など工事の契約を迫られてもその場で契約せず、見積書をもらい、各専門家へ相談しましょう。 ■見積書の内容・価格等住まいに関すること →住まいるダイヤル（TEL 0570-016-100） ■保険に関すること →ご自身が加入している保険会社へ確認 ■解約・クーリングオフに関すること →郡山市消費生活センター（TEL 921-0333）

No.27 福島県行政書士会無料相談窓口

1 支援の種類	相談
2 支援の内容	電話予約の上、無料相談 相談内容 ①り災証明書申請書類に関する相談 ②廃車手続等の自動車登録申請書類に関する相談（ただし、業務用自動車は原則除く） ③許認可申請全般に関する相談 ④権利義務・事実証明関係書類に関する相談 ⑤その他行政書士が取り扱うことのできる業務に係る相談 相談日時 毎週水曜日（祝祭日を除く） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 相談方法 事務所（郡山市堂前町 10 番 10 号）での対面又は電話
3 予約・お問合せ	福島県行政書士会（TEL 024-973-7163） ■受付時間 午前 9 時～午後 5 時（平日のみ）

No.28 多言語相談

○在住外国人向け相談窓口案内

1 支援の種類	在住外国人向け相談窓口案内
2 支援の内容	在住外国人に対し各種相談窓口の案内、情報等の提供を行う。
3 必要書類等	—
4 手続き	—
5 受付	国際政策課（市役所本庁舎 5 階 TEL 924-3711） 国際交流サロン（市役所本庁舎 2 階 TEL 924-2970）
6 お問い合わせ	国際政策課（市役所本庁舎 5 階 TEL 924-3711） 国際交流サロン（市役所本庁舎 2 階 TEL 924-2970）

○外国人住民のための生活相談窓口

1 支援の種類	外国人住民のための生活相談窓口
2 支援の内容	外国人住民からの生活相談に 11 言語で対応する。
3 必要書類等	—
4 手続き	—
5 受付	日本語、中国語、英語 火曜日～土曜日 9:00～17:15 韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語 木曜日 10:00～14:00（第 4、5 木曜日は要予約） タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語 火曜日～土曜日 9:00～17:15（外部通訳サービスによる対応） ※受付は祝日・年末年始を除く
6 お問い合わせ	（公財）福島県国際交流協会（TEL 024-524-1316）

○Support Desk for Foreign Residents

If you have any questions or concerns regarding day-to-day life in Fukushima, please contact us. Consultation is free and confidential. We offer consultation in English and free phone interpreting as well.

Japanese, Chinese, English	Tuesday to Saturday 9:00 am to 5:15 pm
Korean, Tagalog, Portuguese, Vietnamese	Thursday 10:00 am to 2:00 pm (Reservation is required for the fourth and fifth Thursday of each month)
Thai, Nepali, Indonesian, Spanish, Korean, Tagalog, Portuguese, Vietnamese	Tuesday to Saturday 9:00 am to 5:15 pm (Using an external interpreting service)

○ 面向外国人的相谈窗口

在日常生活中如果遇到不明白的地方，无论什么事都可以咨询。相谈为免费，我们将严守个人机密。相谈可以用中文，我们还可以通过电话进行免费翻译。

日语、中文、英语	星期二～星期六 9:00～17:15
韩国语、他加禄语、葡萄牙语、越南语	星期四 10:00～14:00（第4、5星期四需要预约）
泰国语、尼泊尔语、印度尼西亚语、西班牙语、韩国语、他加禄语、葡萄牙语、越南语	星期二～星期六 9:00～17:15（利用外部翻译服务来接待）

○ QUẦY TƯ VẤN CHO NGƯỜI NƯỚC NGOÀI

Bạn có gặp khó khăn vướng mắc gì khi sống ở Nhật không? Nếu có hãy trao đổi với chúng tôi nhé! Tư vấn hoàn toàn miễn phí và bảo đảm bí mật tuyệt đối. Có thể trao đổi trực tiếp bằng tiếng Việt, hoặc phiên dịch sang tiếng Việt qua điện thoại.

Tiếng Nhật, tiếng Trung, tiếng Anh	Thứ 3 đến thứ 7 từ 9:00～17:15
Tiếng Hàn, tiếng Philippin, tiếng Bồ Đào Nha, tiếng Việt	Thứ 5 từ 10:00～14:00 (Thứ 5 tuần thứ 4 và 5 phải hẹn trước)
Tiếng Thái, tiếng Nepal, tiếng Indonesia, tiếng Tây Ban Nha, Tiếng Hàn, tiếng Philippin, tiếng Bồ Đào Nha, tiếng Việt	Thứ 3 đến thứ 7 9:00～17:15 (Sử dụng dịch vụ phiên dịch qua điện thoại từ bên ngoài)

○ Suporta para sa mga naninirahang dayuhan

Sa pang-araw araw na pamumuhay, kung may mga bagay na hindi maintindihan ay huwag mag atubiling magtanong, ang mga komplikadong usapan ay iingatang lihim. Puwedeng komunsulta sa sariling wika, sa telepono ay libre ang pag iinterpretar.

Hapon, Intsik, Ingles	Martes～Sabado alas 9:00～5:15 p.m.
Koreano, Tagalog, Portugese, Vietnamese	Huwebes 10:00～2 : 00 p.m. (tuwing ika-apat at limang Huwebes ng buwan ay kinakailangan ang reserbasyon)
Thai, Nepal, Indonesia, Espanyol, Koreano, Tagalog, Portugese, Vietnamese	Martes～Sabado alas 9:00～5:15 p.m. (serbisyo ng taga-labas na tagasalin)

○외국출신자를 위한 상담창구

일상생활중 , 궁금한 점이 있으시면 무엇이든지 물어보십시오 . 상담은

무료입니다 . 비밀은 엄수됩니다 . 한국어로 상담하실 수 있습니다 . 전화

무료통역 대응합니다

일본어, 중국어, 영어	화요일~토요일 9:00~17:15
한국어,타갈로그어,포르투갈어, 베트남어	목요일 10:00~14:00 (넷째주, 다섯째주 목요일은 사전 예약 필요)
태국어,네팔어,인도네시아어,스페인어,한국어, 타갈로그어, 포르투갈어, 베트남어	화요일~토요일 9:00~17:15 (외부통역 서비스 대응)

○CONSULTA SOBRE A VIDA COTIDIANA AOS ESTRANGEIROS

Alguma dúvida na sua vida cotidiana?! Caso precisar de alguma informação, consulte-nos sem hesitação. A consulta é gratuita. Manteremos em sigilo. Poderá consultar em português.Atenderemos com intérprete na sua ligação telefônica.

Japonês, Chinês, Inglês	Terça-feira a Sábado 9:00 a 17:15
Coreano, Tagalo, Português, Vietnamita	Quinta-feira 10:00~14:00 (Será necessário marcar a reserva na 4a e 5a Quinta-feira)
Tailandês, Nepali, Indonesiano, Espanhol, Coreano, Tagalo, Português, Vietnamita	Terça-feira a Sábado 9:00 a 17:15 (Utilizando o serviço tradutor de fora)

(公財) 福島県国際交流協会・Fukushima International Association・

(公財) 福島县国际交流协会・Hiệp hội giao lưu quốc tế tỉnh Fukushima・

(공재) 후쿠시마현국제교류협회・Associação Internacional de Fukushima

TEL : 024-524-1316

FAX : 024-521-8308

Web : <https://www.worldvillage.org/>